

特定路線価チェックシート

◇「特定路線価設定申出書」を提出される前に、次のチェックを行ってください。

1 特定路線価の設定を必要とする年分の路線価は公開されていますか。	いいえ	当該年分の路線価の公開前には、特定路線価の設定は行いません。
はい		
2 特定路線価の設定を必要とする理由は、相続税または贈与税の申告のためですか。	いいえ	相続税または贈与税の申告以外の目的のためには、特定路線価の設定は行いません。
はい		
3 評価する土地は、「路線価方式」により評価する地域（路線価地域）にありますか。 ※ 財産評価基準書（路線価図・評価倍率表）で確認できます。	いいえ	「倍率方式」により評価する地域にある土地は、固定資産税評価額に所定の倍率を乗じて評価します。
はい		
4 評価する土地は、路線価の設定されていない道路 <u>のみ</u> に接している土地ですか。	いいえ	原則として、既存の路線価を基に画地調整等を行って評価します。
はい		
5 特定路線価を設定したい道路は、評価する土地の利用者以外の人も利用する道路ですか。	いいえ	※ 評価方法など不明な点につきましては、相続税又は贈与税の納税地を所轄する税務署（資産課税担当部門）に御相談ください。 面接による相談を希望される場合は、あらかじめ電話等により相談日時を予約した上で、評価する土地及び特定路線価を設定したい道路の状況が分かる資料等を御用意ください。
はい		
6 特定路線価を設定したい道路は、建物の建築が可能な道路（いわゆる「建築基準法上の道路等」）ですか。 ※ 特定路線価を設定したい道路の所在地の府県または市町村の部署（建築指導課等）で確認できます。	いいえ	※ 相談の結果、「特定路線価設定申出書」を提出していただく場合があります。
はい		

◇ 特定路線価は、原則として「建築基準法上の道路等」に設定します。
「建築基準法上の道路等」とは、次のとおりです。

- ① 「建築基準法第 42 条第 1 項各号又は第 2 項」に規定する道路
- ② 「建築基準法第 43 条第 2 項第 1 号又は第 2 号」に規定する建築物の敷地に面する道路

以下のいずれかの税務署に「特定路線価設定申出書」を提出してください。

- ・納税地を所轄する税務署
- ・特定路線価の評定を担当する税務署（評定担当署）
- ・評価する土地等の所在地を所轄する税務署

※ このチェックシートも提出してください。

※ 納税地は、相続税の場合は被相続人の住所地、贈与税の場合は受贈者の住所地となります。

※ 特定路線価の評定を担当する税務署（評定担当署）は、裏面を参照してください。

※ 回答までに 1 か月程度の期間を要します。

※ 「特定路線価設定申出書」を提出された場合でも、既存の路線価を基に評価することが合理的な場合は、特定路線価の設定は行いませんので、御留意願います。

(裏)

特定路線価評価担当署一覧

評価担当署	対象地域
〒520-8510 大津市京町3丁目1番1号 大津びわ湖合同庁舎 大津税務署 評価専門官 電話 077-524-1111 (代表)	滋賀県全域
〒602-8555 京都市上京区一条通西洞院東入元真如堂町358 上京税務署 評価専門官 電話 075-441-9171 (代表)	京都府全域
〒530-8585 大阪市北区南扇町7番13号 北税務署 評価専門官 電話 06-6313-3371 (代表)	大阪市全域
〒590-8550 堺市堺区南瓦町2番29号 堺地方合同庁舎 堺税務署 評価専門官 電話 072-238-5551 (代表)	大阪府全域 (大阪市全域を除く。)
〒650-8511 神戸市中央区中山手通2丁目2番20号 神戸税務署 評価専門官 電話 078-391-7161 (代表)	兵庫県全域
〒630-8567 奈良市登大路町81 奈良合同庁舎 奈良税務署 評価専門官 電話 0742-26-1201 (代表)	奈良県全域
〒640-8520 和歌山市二番丁3 和歌山地方合同庁舎 和歌山税務署 評価専門官 電話 073-424-2131 (代表)	和歌山県全域

※ 各税務署の電話は、自動音声によりご案内しますので、問合せをされる場合は「2」を選択してください。